

新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務
- (2) 業務内容 新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで

3 予算額

14,288,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

平成29年7月11日（火）から平成29年7月20日（木）まで

参加に必要な様式等については下北地域広域行政事務組合（以下「本組合」とする。）のホームページで公表する。

《<http://shimoko.e-shimokita.jp/haikibutsu/>》

※必要な様式等については各自ダウンロードすること。

(2) 第1次審査に係る質疑提出期限

平成29年7月18日（火）午後5時00分まで

(3) 第1次審査の質疑に対する回答

平成29年7月19日（水）本組合ホームページで公表

(4) 参加申込手続

平成29年7月21日（金）から平成29年7月24日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 第1次審査（書類審査）

平成29年7月25日（火）

(6) 第1次審査結果通知の通知

平成29年7月26日（水）

(7) 第2次審査に係る質疑提出期限

平成29年7月28日（金）午後5時00分まで

(8) 第2次審査の質疑に対する回答

平成29年7月31日（月）FAX又は電子メールで回答

(9) 企画提案書等の提出

平成29年7月31日（月）から平成29年8月10日（木）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時必着

(10) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

平成29年8月21日（月）（予定）

(11) 第2次審査結果通知

平成29年8月25日（金）（予定）

6 参加資格

- (1) 構成市町村（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）において入札参加指名停止を受けていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるものであること。
- (5) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門、建設環境部門）を行っているものであること。
- (6) 地方公共団体（昭和22年法律第67号「地方自治法」による地方公共団体の組合を含む。）が発注する一般廃棄物の焼却施設（70t/日以上、ストーカ方式）の施設整備基本計画及び事業化方式選定調査業務を元請けとして平成19年度以降に受託した実績が1件以上あること。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第2号）により、FAX又は電子メールで、提出すること。
- (2) 提出期限

- ア 第1次審査に係る質疑 平成29年7月18日(火)午後5時00分まで
- イ 第2次審査に係る質疑 平成29年7月28日(金)午後5時00分まで
- (3) 提出先 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課
F A X 0 1 7 5 - 2 2 - 2 5 8 0
電子メール sm-haiki@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法
 - ア 第1次審査の質疑に対する回答は、本組合ホームページにて公表する。
 - イ 第2次審査の質疑に対する回答は、第1次審査通過事業者全者に対してF A X又は電子メールで回答する。
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要(様式第3号)
- ウ 技術資料(様式第4号)
- エ 業務実績調書(施設整備基本計画)(様式第5-1号)
- オ 業務実績調書(事業化方式選定調査)(様式第5-2号)
- カ 配置予定者技術者調書(管理技術者)(様式第6-1号)
- キ 配置予定者技術者調書(照査技術者)(様式第6-2号)
- ク 配置予定者技術者調書(担当技術者)(様式第6-3号)
- ケ 誓約書(様式第7号)

《むつ市に指名競争入札参加資格の登録をしている場合は下記の書類は免除とする。》

《有資格者ではない場合》

- コ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- サ 財務諸表
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- シ 納税証明書
納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。
- (3) 提出期限 平成29年7月24日(月)午後5時必着
(ただし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (4) 提出先 〒035-0073
青森県むつ市中央一丁目8-1 むつ市役所内

下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課

9 企画提案にあたっての提案課題等

提案課題については、下北地域一般廃棄物処理基本構想策定業務報告書（平成27年3月）及び下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（平成28年3月）等に基づいたものとする。

(1) 提案課題

- ア イニシャルコスト及びランニングコストの抑制について
エネルギー回収推進施設のスペックは下記のとおりとする。
処理方式：ストーカ方式 施設規模：91t/日
マテリアルリサイクル推進施設については、効率的で経済性に優れた方式とする。
- イ エネルギーの回収（蒸気、熱等）及び利活用について
- ウ その他
○提案者のアピールしたい内容等について

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(3) 提出期限 平成29年8月10日（木）午後5時必着

（ただし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先 「8（4）提出先」と同じ

(5) 提出書類

- ア 業務実施提案書（様式第8号）
- イ 業務実施体制（様式第9号）
- ウ 業務の実施方針（任意様式）
- エ 企画提案書（提案課題ア、イ、ウ）（任意様式）
- オ 業務工程表（様式第10号）
- カ 参考見積書（様式第11号）

(6) 企画提案書の規格

- ア 横書き・左綴じで作成すること。
- イ 企画提案書はA3判で3枚以内とする。
- ウ 企画提案書には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

(7) 提出部数 20部

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

今回のプロポーザルに参加した事業者からの企画提案書の内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 日時

平成29年8月21日（月）予定

(2) 場 所

本組合の指定する場所（第1次審査結果通知時に案内する。）

(3) 説明者・参加人数

説明者は、本業務の取組体制に記載した者のうち担当技術者となる者が行うこと。なお、プレゼンテーションに参加する人数は3人以内とする。

(4) 説明時間

実施日時とともに第1次審査結果通知時に案内する。

(5) 説明資料

ア 一太郎、Word、Excel、又は PowerPoint で作成した電子データを予め用意すること。

イ パソコン、プロジェクター、スクリーンは、当方で準備する。

ウ 提案書は、文章及び概念図等で表現すること。概念図については設計に及ぶような詳細な表現は避け、ゾーニングの組立や形についてのイメージについての提案に留めること。

エ 模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。

オ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に沿って作成すること。

カ 説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

1 1 審査方法

審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 第1次審査

ア 審査方法 参加申込時に提出した書類により書類審査を行う。書類審査の配点は25点とし、合計得点の上位5者程度を第1次審査通過者として選定する。

イ 審査項目 ・企業の資格件数、同種又は類似業務の実績等
・資格、同種又は類似業務の実績等（管理技術者及び担当技術者）

(2) 第2次審査

ア 審査方法 第1次審査により選定された事業者からの企画提案書等提出書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

イ 審査項目 ・企画提案書の内容（的確性、実現性）
・見積内容

1 2 審査結果通知

審査結果の通知は、審査を受けた者全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第12号）により通知する。なお、第1次審査結果についてはプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第13号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

1.3 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、本組合と最優秀者は本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約にあたっての条件は以下のとおりとする。

- (1) 契約方法は随意契約とする。
- (2) 委託料は本組合の算出した契約限度額14,288,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とする。
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。
- (3) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、本業務参加資格を喪失した場合、又は、本組合と最優秀者による本業務の契約締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

1.4 その他

- (1) 提出書類の取扱いについて
 - ア 提出されたすべての書類は返却しない。
 - イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
 - ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
 - エ 本組合が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある
- (2) 失格事項について
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合
- (3) 参加辞退について
参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、下北地域広域行政事務組合情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定等において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1.5 問い合わせ先

下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課

〒035-0073

青森県むつ市中央一丁目8-1 むつ市役所内

電話 0175-33-8851

F A X 0175-22-2580

電子メール sm-haiki@city.mutsu.lg.jp